

平成 30 年 9 月 10 日
消費者委員会事務局

特定保健用食品の許可表示にかかる答申について

当委員会よりすでに発出した以下製品にかかる答申書（平成 29 年 12 月 26 日付け府消委第 289 号。以下、「答申書」とする。）において、「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」（以下、「許可表示文言」とする。）の記述内容が、委員会での審議結果と異なってしまっていることをふまえ、次のとおり対応したい。

1. 対象製品

製品名 : 綾鷹 特選茶
申請者 : 日本コカ・コーラ株式会社

2. 対象となる部分（許可表示文言）

表示 A：本製品は難消化デキストリン（食物繊維）の働きにより、脂肪の吸収を抑え、糖の吸収をおだやかにするので、血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の血糖値が気になり始めた方に適した飲料です。

表示 B：本製品は難消化性デキストリン（食物繊維）の働きにより、食事から摂取した 脂肪の吸収を抑え、食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにします。また、食事から摂取した糖の吸収をおだやかにして、食後の血糖値の上昇をおだやかにします。本製品は、血中中性脂肪が高めで脂肪の多い食事を摂りがちな方、または食後の血糖値が気になり始めた方に適した飲料です。

3. これまでの経緯

（申請日） 非公表	申請	表示 A （諮問までの間に表示 B に変更することにつき関係者間で合意済み。）
H29.10.16	諮問	表示 A
H29.11.6 H29.12.21	審議	表示 B ⇒ 新開発食品評価第一調査会、新開発食品調査部会の順で審議の末、了承
H29.12.26	答申	表示 A
H30.4.4	許可	

4. 今後の取扱い

- (1) 新開発食品評価第一調査会および新開発食品調査部会（以下、「部会」とする）において、上記2.における表示Bの内容で審議いただいた経緯をふまえ、部会でご了承いただける場合には、本会議へ報告の上、答申書のうち、現在上記2.において表示Aとなっている許可表示文言を、表示Bに訂正させていただくこととしたい。
- (2) 前述（1）の旨については、消費者委員会（本会議、部会）の議事録公開時期に合わせ、その旨を把握しうるよう、ホームページ上に掲載される当該会議の議事録を引用することで今般の経緯が確認できるようにしたい。

(以上)